

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 20 回選挙管理委員会定例会会議録				
開催日時	午前 10 時 00 分から			
	令和 7 年 5 月 28 日（水）			
出席者	午前 10 時 30 分まで			
	委 員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員		
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等			結果
	議案 第 13 号	東京都議会議員選挙における違反文書図画の取扱い について		決定
	報告事項 20 - 1	議員の欠員について（通知）		了承
	その他			—
委員長	これから令和 7 年第 20 回の定例会を開催します。			
	＜東京都議会議員選挙における違反文書図画の取扱いについて＞			
委員長	議案第 13 号について事務局から説明をお願いします。			
局長	議案第 13 号について説明します。東京都議会議員選挙の選挙運動期間及び投票日当日における違反文書図画について、次のとおり取り扱います。 1 対象となるポスターは、公選法の 3 つの規定、第 201 条の 14 該当ポスター、第 147 条該当ポスター、第 201 条の 11 該当ポスターということになります。選挙運動期間前に掲示された候補者の氏名が記載されたポスターが残っている場合の撤去と候補者及び確認団体が選挙運動期間中に掲示した違反文書図画の撤去に関するものです。公の施設に貼られたものや都選管が交付する証紙を貼っていないものなどが該当します。2 取扱内容については、警察から違反ポスターの現場確認があった場合には、これに基づき撤去命令の手続きとなります。また、区民から連絡があった場合は、警察に現認を依頼し、これに基づき撤去命令の手続きとなります。3 投票日当日の管理権撤去については、投票所となる区施設、学校等の教育施設、町会から借りている上荻会館、マンションや民間施設のほか、投票所周辺に設置されている電柱等に選挙運動及び政治活動のために使用するポスター等の掲示がされた場合は、選管または施設管理者が撤去を迅速に行う対応を取ることとなります。また、事前に区長、教育長、投票所として借りている上荻会館の町会長、マンションの管理組合の理事長、民間施設管理者、東京電力パワーグリッド株式会社宛てに通知し、了解を得るということになります。議案第 13 号の説明は以上です。			
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。			
小井委員	東京電力管轄のものとしては、電柱のほか、歩道上に設置されているボックスなども対象となりますか。			

局長	対象となります。
島田委員	N T T 柱に貼られているポスターがあった場合はどう対応することになりますか。
選挙法規 担当係長	通知送付先にN T Tは入っておりませんが、東京電力管轄の電柱に準じて、撤去を行うこととなります。
委員長	投票日当日の管理権撤去となっているけれども、告示の段階で撤去すべきポスターではないのですか。
局長	告示日以降に残っているものがあれば、順次、警察も現認していますし、区民からの情報提供があれば、選管で現認し撤去を依頼していきます。それでも投票日当日に違反ポスターが掲示されていた場合の対応について確認するための議案となります。
委員長	指定管理者宛てにも通知は行われていますか。
選挙法規 担当係長	今回の通知は、投票所となる施設の管理者が対象となります。また、区の管理する施設への管理権撤去依頼は、指定管理者が建物の管理等を行っている施設も含め、令和6年12月17日付け通知にて行っています。
委員長	それでは他に質問が無いようでしたら決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
<議員の欠員について（通知）>	
委員長	続いて、報告事項20-1について事務局から説明をお願いします。
局長	報告事項20-1について説明します。これは、杉並区議会議長から杉並区選挙管理委員会委員長宛てに議員の欠員についての通知がありましたので、その報告となります。通知文のとおり、杉並区議会の議員に欠員が生じたので、公選法第111条第1項第3号の規定により通知しますということです。この公選法の規定は、地方議会の議員について、欠員を生じた日から5日以内に、地方議会の議長から当該市町村の選管に通知をしなければならないというものです。欠員となったのは、松本みつひろ氏です。欠員が生じた日は5月22日で、理由は本人の辞職によるものです。説明は以上です。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。
委員長 職務代理	松本みつひろ氏は、都議会議員選挙に立候補予定でしたよね。立候補予定者説明会に出席していたのは17人だったかと思いますが、昨日の新聞報道では16人となっていました。お一人は立候補しないこととなったのですか。
選挙法規 担当係長	立候補するかどうか迷われているということで、今週中には立候補するかどうかのご連絡をお願いしているところです。
委員長 職務代理	告示日当日に来るという可能性もゼロではないということですか。
選挙法規 担当係長	事前審査を受けることについては、公選法上の定めはないため、事前審査を受けずに告示日当日に立候補届出に来ることを妨げることはできませんが、届出書類不備で立候補ができないということになってしまわないよう、事前審査を受けていただくようお願いしています。なお、立候補予定者説明会に出席した17人のうち16人は1回目の事前審査は終了し、順次2回目の審査を行っています。また、昨日、説明会に出席できなかった方から電話があり、本日午後、資料を受け取りにいらっしゃる予定です。
委員長	それでは他に質問が無いようでしたら、報告事項20-1については了承でよろしいでしょうか。
一同	報告了承。
委員長	その他、事務局から何かありますか。

局長	今後の予定について確認します。次回の第 21 回定例会は、6 月 2 日の月曜日午前 9 時開催です。 (議題書に沿って、今後の日程を確認)
委員長	質問はありますか。無いようでしたら、第 20 回の定例会を終了します。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第 20 回定例会 令和 7 年 5 月 28 日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式 HP へ掲載します。